

令和7年1月28日  
京都市文化市民局  
〔文化芸術都市推進室〕  
〔文化財保護課〕  
電話：075-222-3130

## 令和6年度京都市文化財保護審議会における答申

京都市指定文化財の指定及び解除について、京都市文化財保護審議会（会長  
和田 晴吾氏）に諮問した結果、本日、答申を受けました。

### 1 京都市指定・登録文化財の指定等（詳細は別紙のとおり）

#### (1) 有形文化財

ア 美術工芸品（絵画）	指定	1件
イ 美術工芸品（彫刻）	指定	1件
ウ 美術工芸品（古文書）	指定	1件
エ 美術工芸品（考古資料）	指定	1件
オ 美術工芸品（歴史資料）	指定	2件

#### (2) 民俗文化財

ア 無形民俗文化財	登録	1件
-----------	----	----

#### (3) 記念物

ア 天然記念物	指定解除	1件
---------	------	----

#### <参考1> 指定等について

- ・京都市文化財保護条例第6条、24条、30条、36条及び41条に基づき、京都市文化財を指定・登録する。
- ・京都市文化財保護条例第7条、25条、31条及び37条に基づき、京都市文化財の指定を解除する。

#### <参考2> 指定等の考え方について

- ・市民生活や地域社会との関わりの深いものを重視する。
- ・緊急に保存措置を講じる必要のあるものを優先する。
- ・多岐に渡って数多く存在している文化財は、地域又は種類を選択、限定して調査を行い、逐次指定等を行う。

令和6年度京都市指定・登録文化財答申物件一覧

1 有形文化財

(1) 美術工芸品

番号	種別	区分	名称	数	年代	所有者	所有者の住所	所在地
1	絵画	指定	紙本著色十禅寺再興縁起 <small>山本兼軒筆</small> 附 紙本淡彩十禅寺再興縁起下絵 一括	1巻	江戸時代 元禄9年 (1696)	宗教法人 十禅寺	京都市山科区四ノ宮泉 水町17番地	京都市東山区茶屋町 527番地 京都国立博 物館 (附) 所有者住所に同 じ
2	彫刻	指定	木造女神坐像	2軀	平安時代～ 鎌倉時代	宗教法人 市比賣神社	京都市下京区市姫通下 寺町東入本塩竈町593番 地	京都市東山区茶屋町 527番地 京都国立博物館
3	古文書	指定	立入家文書	53巻、64 冊、1幅、 36通、1 綴、11枚	室町時代後期 ～ 明治時代前期	京都市	京都市中京区寺町通御 池上る上本能寺前町488 番地	京都市上京区寺町通荒 神口下る松蔭町138番 地の1 京都市歴史資料館
4	考古資料	指定	梅ヶ畑遺跡出土品	573点	奈良時代中期 ～ 平安時代中期	京都市	京都市中京区寺町通御 池上る上本能寺前町488 番地	京都市上京区今出川通 大宮東入元伊佐町265 番地の1 京都市考古資料館
5	歴史資料	指定	異国渡海船路積図 貞享二(乙ノ丑)歳再写之等の興書がある	1鋪	江戸時代 貞享2年 (1685) 模写	宗教法人 山國神社	京都市右京区京北鳥居 町宮ノ元1番地	京都市上京区寺町通荒 神口下る松蔭町138番 地の1 京都市歴史資料館
6	歴史資料	指定	大明地理之図 元禄三龍集庚午初冬下院、以養志堂藏書模写之 等の興書がある	1鋪	江戸時代 元禄3年 (1690) 模写	宗教法人 山國神社	京都市右京区京北鳥居 町宮ノ元1番地	京都市上京区寺町通荒 神口下る松蔭町138番 地の1 京都市歴史資料館

2 民俗文化財

番号	種別	区分	名称	保存団体	保存団体所在地
1	無形民俗 文化財	登録	即成院二十五菩薩お練り供養	即成院菩薩会	京都市東山区泉涌寺山内町28

3 記念物

(1) 天然記念物

番号	区分	指定年月日	番号	名称	数	所有者	所有者の住所	所在地
1	指定解除	昭和58年6月1日	市指天第5号	古知谷のカエデ	1本	宗教法人 阿彌陀寺	京都市左京区大原古知 平町83	所有者住所と同じ

## 有形文化財（美術工芸品）

### 【美術工芸品 1】

区分：指定

名称及び員数：紙本著色十禅寺再興縁起<sup>しほんちゃくしよくじゅうぜんじさいこうえんぎ</sup> 山本素軒筆 1巻

附 紙本淡彩十禅寺再興縁起下絵<sup>しほんたんさい</sup> 一括

所有者：宗教法人十禅寺<sup>じゅうぜんじ</sup>

説明：

本作は、山科区に所在する十禅寺の創始から、江戸時代前半の復興までを描いた縁起絵巻である。十禅寺は、人康親王<sup>さねやすしのう</sup>（831-872）が開いたとされ、中世には荒廃するが、承応2年（1653）に江玉<sup>こうぎょく</sup>（曲）真慶<sup>しんけい</sup>が草堂を建てて復興、江玉（曲）に帰依した明正上皇（1623-1696、在位：1629-1643）の寄進により、次第に堂宇が整えられた。本作の奥書には、元禄9年（1696）5月の年紀があり、明正上皇が江玉に十禅寺再興縁起の制作を命じ、近衛家熙<sup>このえいえひろ</sup>（1667-1736）が外題を、日野西国豊<sup>げだい ひのにしくにとよ</sup>（1653-1710）が詞書を染筆したという制作の経緯が記される。なお、この度の調査で、承応2年に寺を復興したのは中興江曲真慶（生年未詳-天和3年〈1683〉）、本作の制作を命じられたのは2世江玉江慶（生年未詳-元文2年〈1737〉）と判明した。

作画を担当したのは山本素軒<sup>そけん</sup>（生年未詳-1706）である。素軒は、狩野探幽の弟子、山本素程（生年未詳-1674）の嫡男として生まれ、貞享2年（1685）には宮廷の御用を務め、貞享4年（1687）には法橋に叙任されている。元禄5年（1692）には、霊元上皇が明正上皇の70歳を祝った「明正院七十賀月次図屏風」<sup>めいしょういんしちじゅうのがつきなみずびょうぶ</sup>（円照寺蔵）を手掛けた。

本作には詞書が4段あり、第1段では寺の草創が、第2・3段で、江玉（曲）による草堂再建と明正上皇の外護を受けて十禅寺が再興されたことが語られ、第4段で上皇の徳を賛仰するが、この段に絵はつけられていない。第2・3段の絵では、画面下辺に東海道が走り、その路傍に山科地藏堂が描かれる。第1段では、東海道や地藏堂は描かれないが、第2・3段と大差ない位置に建物や池が配置されており、ほぼ同じ視点から俯瞰して描いたかにみえる景観が、次第に変化していく様子が平明に表現されている。第3段の詞書には、明正上皇が堂宇の他にも多数の文物を奉納したことが記されており、その多くが現存することも特筆される。元禄8年（1695）5月には、明正上皇が、11種の持物を十禅寺に納めると遺言している。本作が奉納されたのは、寺の記録によれば元禄9年8月であり、その年の11月、明正上皇は崩御している。すなわち、本作の制作背景には、明正上皇の江玉（曲）と十禅寺に寄せる厚い信仰心と、自身の死期が近いこと

を念頭に置いた深い思い入れがあったと推察される。その作画に素軒が選ばれたのは、「明正院七十賀月次図屏風」などの実績を経て、明正上皇が素軒の技量に大きな信頼を寄せていたことを示している。

以上、本作は、上皇が自ら企図し、制作された経緯が克明に判明する素軒の寺社縁起絵の作品であるという点において意義深い。かつ、素軒が最晩年の明正上皇に重用されたことを示す重要な作例と位置付けられる。また、明正上皇所縁の多くの品々と共に、十禅寺に伝来した点においても貴重と言える。

## 【美術工芸品 2】

区分：指定

名称及び員数：もくぞうじょしんざぞう木造女神坐像 2 軀

所有者：いちひめ宗教法人市比賣神社

説明：

京都市下京区本塩竈町に所在する市比賣神社は、平安京中に設けられた東西両市の守護神として創建された社とされる。当初、堀川七条付近に所在し、中世に同地に開かこんこうじれた時宗・金光寺、いわゆる市屋道場の鎮守となる。その後、豊臣秀吉の命により、金光寺とともに現在地に移転した。「金光寺縁起」巻第1（成立年未詳、市比賣神社蔵）等によれば、もとは宗像三女神を勧請し、現在はそれに2柱を加えた5柱の女神を祭神とする。また古来、生後50日目の乳児に同社の餅を授ける風習がある。

本像は、市比賣神社に伝わる2軀の女神像で、目尻をやや上げ、頬の張った簡素な面貌表現や着衣形式の共通性から、一具として造像されたと思われる。子を抱く像（その1）は像高47.8センチメートル、拱手する像（その2）は32.8センチメートルと大小の差があり、両像ともにヒノキと思われる針葉樹材で彫出され、地付部及び各所に後補材を複数あてて。エックス線CTスキャン画像によれば、子を抱く像は木表側を正中に向けて矧ぎ、荒く内削りをほどこす特徴的な構造である。両像ともに当初材に朽損の痕跡があり、その補修のために後補材をあて、造形を整えたものと思われるが、大幅な改変の痕跡は認められない。

子を抱く像は衣を右衽に着け、胸の膨らみを表し、胸元をくつろげる。子は髪を左右に振り分け上方を向き、面貌は女神像と同じく簡素な表現とする。体躯は裸形に表し、手足を曲げる。子を抱く図像は、仏教ではかりていも きしもじん訶梨帝母（鬼子母神）像に見られ、東大寺像（平安時代）、園城寺像（鎌倉時代）等の彫像が知られる。一方、神道では「子守明神像」（南北朝時代、大和文華館蔵）等の絵画に見られるが、図像として稀である。本像については、「金光寺縁起」巻第1に「今当社鎮座は、正面おきつしまひめのみこと瀛津嶋姫命、下照姫をしたてるひめ抱、右湍津嶋姫命、左市杵嶋姫命なり。都て四神にして三座なり。」と記されており、子を抱く像を瀛津嶋姫、拱手する像を湍津嶋姫または市杵嶋姫にあて、宗像三女神を表した可能性がある。当社本殿には、3扉の中央に子を抱く像、向かって左に拱手する像が祀られることから、もとは三神像であったことが推測される。

両像の彫りは全体に浅く柔らかで、穏やかな面貌や薄手の衣を体躯に沿わせるよう

な表現、体軀の奥行き浅さ等は平安時代後期の特徴を示す一方で、子を抱く像の広い肩幅や、特に胸などの肉身在意識された造形には、鎌倉時代に向かう要素も見られ、制作年代は平安時代末期、あるいは鎌倉時代初期に入る可能性もある。

両像ともに後補部分が各所に認められるが、子を共木より彫出するなどの主要構造が保たれ、当初の姿を比較的よく伝える点は評価できる。子を抱く女神の彫像として現在知られる唯一の像であり、拱手する像においても、この時期の女神像としてまとまりの良い優品といえ、多様な女神像の一例としても彫刻史上貴重である。市比賣神社の歴史を知る資料として、また訶梨帝母像や子守明神等の子を抱く像との関連を考えるうえでも重要な作例といえる。

### 【美術工芸品 3】

区分：指定

名称及び員数：たてりけもんじょ立入家文書 53巻、64冊、1幅、36通、1綴、11枚

所有者：京都市

説明：

本文書は、室町時代後半からきんりみくらしき禁裏御倉職を務めた立入家に伝来した文書群である。

禁裏御倉職とは、南北朝時代から戦国時代にかけて朝廷の財産管理などを本務とした酒屋・土倉衆からなる金融業者から構成されていた。その職掌は、禁裏の倉庫における御物等物品の保管及び管理や、禁裏御領からの年貢出納に係る実務などの禁裏公用銭の取扱いであり、課税免除などの特権が認められていた。立入家は平成まで存続していたが、後継者がいないことを理由に、平成25年（2013）3月、所有文書が京都市歴史資料館に一括寄贈された。

本文書における最古の史料は、永正8年（1511）6月14日付けごかしわばらてんのうにょうぼうほうしよ「後柏原天皇女房奉書」である。同文書は幕府が禁裏御倉の立入家に日吉小五月会ひえこさつきえの馬上役（運営費）の納付を求めてきたときに作成されたもので、禁裏御倉には同役の負担義務がないことが明記される。本文書を代表するものとしてはげんきにねんごしゃくまいのき「元亀二年御借米之記」（1571）とかみしもぎょうごぜんかたおつきまかないまいよせちよう「上下京御膳方御月賄米寄帳」（元亀3年〈1572〉）がある。両文書には、上京・下京それぞれ町組ごとに町名と月行事などの町衆の名前が記されており、上下京の町名や町組の構成がまとまって判明するかなり早い時期の文書であり、京都の成り立ちを考える上で貴重と言える。またたてりむねつぐ立入宗継（1528-1622）が記録したとされるさきょうのすけむねつぐにゆうどうりゆうさき「左京亮宗継入道隆佐記」（年月日未詳）には、信長による荒木村重討伐の様子が記されている。宗継の次男やすよし康善が勸修寺家の家司に収まり、伝奏肝煎役などの役に就任する前後の立入家の状況についてはさきのかわちのかみやすよしこうがんしよ「前河内守康善公願書」に収められた各文書からわかる。康善が仕えた勸修寺光豊（1575-1612）は武家伝奏を務めたことから、武家からの贈答品の目録を集めた「慶長年中目録」や、地下官人の知行地・知行高を記した「領知之帳写」（慶長6年〈1601〉）などもあり、江戸幕府開幕直後の武家と朝廷とのやりとりや、地下官人の動向を知る上で貴重な文書となっている。

以上、本文書は、室町時代後半から、朝廷の財政と深く関わる禁裏御倉職としての立入家の活動の実態や特権の在り方を知れるとともに、朝廷と武家とのかかわりや、近世以後の地下官人の動向を伝える史料として、まとまって伝存しており極めて貴重である。



#### 【美術工芸品 4】

区分：指定

名称及び員数：梅ヶ畑遺跡出土品 573 点

所有者：京都市

説明：

本件は、平成 9 年度に実施した梅ヶ畑遺跡における発掘調査等で出土した、奈良時代中期～平安時代中期の考古資料である。

梅ヶ畑遺跡は、京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町の北北東に突き出た丘陵に立地し、比高約 40m の谷には御室川が北西から南東に向けて流れる。昭和 38 年（1963）には、丘陵東裾部で弥生時代中期の銅鐸が 4 点発見されている。平成 9 年度の調査は丘陵頂部と斜面の遺物包含層及び整地土層で、8 世紀中頃・8 世紀末～9 世紀前半・10 世紀の遺物が出土した。

8 世紀中頃の資料には、土師器や須恵器の灯明に用いた皿・杯や灯明専用器、土師器皿に「□寺」と書かれた墨書土器、仏画を線刻した石製品などがあり、仏教に関連する資料とみられる。8 世紀末～9 世紀前半の資料にも、土師器や須恵器の灯明に用いた皿・杯や灯明専用器、須恵器や二彩陶器の鉄鉢・浄瓶・平瓶・多口瓶、多量の須恵器瓶子、須恵器風字硯や転用硯、土師器蓋に仏が描かれた墨書土器などがあり、仏教に関連する資料が目立つ。また、「秦」と書かれた墨書土器があり、長岡・平安遷都時に造営に関わったとされる秦氏との関連性がうかがえる。

本資料の出土量や組成から、梅ヶ畑遺跡やその周辺でも、8 世紀中頃には小規模に、8 世紀末～9 世紀前半には大規模に、仏教儀礼が行われた可能性が高い。10 世紀の資料に仏教的要素は少ないが、立地的に一般集落とは考えにくく、磐座とみられる岩や柱穴列なども確認していることから仏教関連の儀式・祭祀など何らかの行為が継続したものであると思われる。

以上、梅ヶ畑遺跡は、8 世紀中頃及び 8 世紀末～9 世紀前半に寺院に関わる仏教儀礼が行われ、10 世紀にも仏教関連の祭祀遺跡の性格が推定できることから、山林寺院に関する遺跡とみられる。本資料は、発掘調査例が少ない奈良時代～平安時代の京都市内の山林寺院のあり方や、秦氏との関係、さらに平安京との関連性を知るうえで、重要な資料群といえる。

## 【美術工芸品 5】

区分：指定

名称及び員数：いこくとかいせんろつもりず異国渡海船路積図 1 鋪

貞享二（乙／丑）歳再写之等の奥書がある

やまくに

所有者：宗教法人山國神社

説明：

本資料は、京都市右京区京北鳥居町に所在する山國神社に伝来する絵図である。縦118.5センチメートル、横121.0センチメートルを測り、上段は絵図、下段は文字情報で構成される。絵図は地域ごとに色分けされたユーラシア大陸とアフリカ大陸が描かれ、紅白線で赤道、その上下に朱線で南北回帰線が示される。方形の枠内には国名・地域名が記され、海域には洋式帆船が描かれる。絵図は江戸時代初期に西洋からもたらされた世界地図を元にしたものと考えられる。

下段に記された文字情報は、「日本長崎ヨリ異国江渡海之湊口マテ船路積」という表題のあとに、南京からゴアに至るアジア海域19地点の諸国・諸港市及びイギリス・オランダについて、長崎からの航路距離、日本との貿易品、朱印船派遣の有無、当地の状況などを列記している。

末尾には、「此絵図、寛永十四年丁丑八月、於長崎書之。但、公方様江上り候下書。貞享二乙丑歳再写之」とあり、本資料の原本は寛永14年（1637）に長崎にて、将軍徳川家光（在位1623-1651）へ上納するための下書きとして作成され、それを再び貞享2年（1685）に模写したものが本資料であることがうかがえる。原本作成当時はいわゆる鎖国に関する外交政策が漸次講じられる時期であり、交易品情報の掲載された絵図は有用であったものと思われる。文字情報の内容は、寛永4-5年（1627-1628）頃のものであるが、原本は未発見である。現在のところ、本資料とほぼ同内容の写本が5点、情報文を一部省略し別の世界図を付けた写本が6点、さらに後者を屏風に仕立てたものが2点、合計13点が確認されており、このうち本資料は模写年代のわかる最古のものである。また、昭和9年（1934）には、東京大学史料編纂所が本資料を模写している。

本資料の伝来については近年明らかになりつつある。明治7年（1874）、京北比賀江町の御霊神社の神宮寺であった高田寺旧蔵の山国郷名主諸道具が払い下げられた際の売上帳（山國神社蔵）に、「万国図壺軸」と「万国絵図面壺枚」が掲載されており、前者を山國神社宮司・藤野 齋いつきが購入している。東京大学史料編纂所による模写本は軸装

であることから、本資料は模写当時は軸装であったと思われ、「万国図壺軸」に該当する可能性が高い。さらに、遡ること安永4年(1775)の高田寺宝蔵目録帳(山國神社蔵)には「万国絵図大小」とあるが、宝暦3年(1753)の同目録帳(山國神社蔵)には見られず、この間に高田寺の宝蔵に入ったものと思われる。高田寺宝蔵は山国郷名主仲間の共同文庫であったようで、弘化3年(1846)の洪水後に寺が廃絶する以前は、文書及び什物類が多数保管されていたことが、山國神社所蔵文書からも知られる。なお、売上帳の「万国絵図面壺枚」、並びに「万国絵図大小」のうち「大」については、同じく山國神社に伝来する「大明地理之図」にあたると思われ、後に藤野が購入し、今日まで併せて伝来したと推測されている。

本資料からは、17世紀前半の貿易や国際関係を知ることができ、経済史・対外関係史及び地理学、グローバルヒストリー等に供する資料である。また染織品をはじめとする工芸品、食品、薬品等の貿易品は、諸分野に関わる豊富な情報を有する。原本は未発見であるものの、当時の対外政策に関わることが推測され、写本のなかでも最古の模写年代をもつものとして貴重であり、山国地域ひいては京北の地域社会の一端を知る資料として、「大明地理之図」とともに重要である。

## 【美術工芸品 6】

区分：指定

名称及び員数：大明地理之図 <sup>だいみんちりのず</sup> 1 鋪

元禄三龍集庚午初冬下浣、以養志堂蔵書模写之等の奥書がある

所有者：宗教法人山國神社

説明：

本資料は、京都市右京区京北鳥居町に所在する山國神社に「<sup>いこくとかいせんろつもりず</sup>異国渡海船路積図」とともに伝来する、東アジアを描いた巨大な地図で、広大な地理・歴史情報を表している。

縦284.5センチメートル、横365.0センチメートルを測り、四辺が表装される。右下には、この地図は中国古代地理書や百科事典をもとにしていることや、地図の表示について記されている。

また、「歳次辛酉延宝九年六月望。元禄三龍集庚午初冬下浣、以養志堂蔵書模写之」とあり、元禄3年(1690)に養志堂の蔵書(以下、養志堂本とする)を模写したもので、先の延宝9年(1681)は養志堂本の成立年であると思われる。現在、大明地理之図は模写図・類似図合わせて13例が確認されるが、そのうち天理大学本(元禄7年〈1694〉模写)・中央大学本(文化7年〈1810〉模写)・ギメ東洋美術館本(宝暦12年〈1762〉模写)にも「歳次辛酉延宝九年六月望」とあり、養志堂本と同じ成立年月日を記している。また、東京大学本(貞享3年〈1686〉模写)は養志堂で模写されていることなどからは、養志堂本は、これらの祖本、或いはそれに近いものに位置付けられる可能性が指摘されている。養志堂は、京都の医師・浅井周伯(1643-1705)の私塾である。『京羽二重』貞享2年(1685)版では、周伯の住所は「御幸町錦小路上ル町」、宝永2年(1705)版では「下立売東洞院西へ入」とある。『浅井氏家譜大成』等によれば、養志堂は周伯没後の宝永の大火(宝永5年)で焼け、享保10年(1725)に本拠を名古屋に移したという。

本資料は、京北比賀江町の御霊神社の神宮寺であった高田寺旧蔵である山國郷名主諸道具が、明治7年(1874)に払い下げられた際の売上帳(山國神社蔵)に掲載された「万国絵図面壺枚」にあたると思われる。この時売れ残ったが、「異国渡海船路積図」にあたると思われる「万国図壺軸」を山國神社宮司・藤野 齋 <sup>いつき</sup>が購入したのと同様、後に藤野が購入したことで、両資料が今日まで同社に伝来したものと推測される。

さらに本資料の伝来を遡ると、安永4年(1775)の高田寺宝蔵目録帳(山國神社蔵)に「貞享二丑元禄三午年 万国絵図大小二枚 但シ大明地理図」と見えるのが、「大明

地理之図」並びに「異国渡海船路積図」であると思われる。宝暦3年（1753）の同目録帳（山國神社蔵）にはこれにあたるものが見られないことから、この間に両資料が山國郷名主の共同文庫であった高田寺宝蔵に入ったことがうかがえる。

また、この間の記録として、宝暦12年（1762）9月朔日、周山の医師・村山光衆等が常照寺（現・常照皇寺）の文庫にある「明朝地理之図」を模写していること（「大明地理之図」ギメ東洋美術館本）、明和3年（1766）に山國神社でほうらく法楽能、隣接の神宮寺で法会と「大明四百余州之絵図」の開帳が行われていることが山國神社所蔵文書から知られる。常照寺所蔵文書にみる当時の常照寺の動向からは、「大明地理之図」にあたると思われる「明朝地理之図」の所有が地元名主に移ったことが推測され、神宮寺ではその披露がなされたものと思われる。

なお常照寺では、いていあん以酌庵の第25世住持として対馬に赴任し（貞享元年〈1684〉-3）、朝鮮外交に関わっていたせきがく禅僧で、これいどうじゅう五山碩学の古霊道充（宝永元年〈1704〉没・享年76歳）が、正保から元禄年間に住持を務めていた。「異国渡海船路積図」（貞享2年模写）並びに「大明地理之図」（元禄3年〈1690〉模写）の年代は、古霊が同寺の住持を務めていた時代におさまることから、両資料と古霊との関わりが、常照寺または京北地域への両資料の伝来の経緯を知る手がかりとなることが明らかになった。

本資料のもととなる養志堂本は未発見であるものの、近世における国内での地理的知識の拡大や、模写年代及び模写の系譜の一端がわかる資料である。13例のみが知られる希少な地図であるなか、本資料は鮮明な色合いを保ち、表装された唯一の作例として貴重である。山國神社ひいては京北地域の歴史を知る資料として、「異国渡海船路積図」とともに重要である。

## 無形民俗文化財

区分：登録

名称：即成院二十五菩薩お練り供養

保存団体：即成院菩薩会

説明：

即成院二十五菩薩お練り供養は、泉涌寺塔頭の光明山即成院（真言宗泉涌寺派）で毎年10月第3日曜日に行われる。本尊丈六阿弥陀如来坐像と二十五菩薩坐像を安置する本堂と、地蔵堂までの約60メートルの仮橋（極楽橋）を舞台に、二十五菩薩が来迎し衆生を極楽浄土へ導く様子を演劇的に表現する来迎会に見られる民俗芸能である。

即成院は、平安時代に伏見に創建され、文禄2年（1593）伏見城築城に際し深草大亀谷に移転。明治5年（1872）廃寺となり、寺宝類は本山泉涌寺に預けられた。明治32年（1899）、本寺の法安寺と合併して現在地に法安寺として再建し、昭和16年（1941）に寺号を即成院に改めた。

この行事は、大正3年（1914）に菩薩会が装束新調し、地蔵菩薩が追加され、茂山千五郎（2世千作、1864-1950）が奈良・當麻寺の様式を一部移入したことが知られている。その後、昭和5年（1930）に地蔵堂が建立され、まもなく極楽橋も作られた。

極楽橋を往復する行列は、修験衆、伶人、天人、稚児、泉涌寺一山の僧、吞海講、地蔵菩薩、そして観音・勢至・普賢の三菩薩を先頭とする二十五菩薩で構成される。このうち、観音・勢至・普賢の三菩薩は独特の所作を伴って行道し、本堂では吞海講の来迎和讃に合わせて「極楽浄土の舞」を披露する。吞海講とは、幕末、枚方宿の鍵屋の当主・吉川吞海（1805頃-1869）が吞海節という御詠歌を淀川流域に広め、深草の住民が学んで組織した講である。吞海講は市中勧募を通じて即成院の明治の復興にも寄与した。

即成院二十五菩薩お練り供養は、所作を伴った二十五菩薩が仮橋を行道する来迎会の典型に、旧節の御詠歌や大蔵流狂言、京舞篠塚流、本山派修験などの京都の地域的要素が融合したものであり、檀信徒を中心に継承されてきた仏教的な民俗芸能として貴重なものである。

## 記念物（天然記念物）

### 【天然記念物】

区分：指定解除

名称及び員数：古知谷のカエデ 1本

所有者：宗教法人阿彌陀寺

説明：

タカオカエデ *Acer palmatum* Thunb.（ムクロジ科：カエデ属）はイロハモミジとも呼ばれ、日本、韓国南部、中国東部、台湾に分布する落葉高木である。

大原盆地北端近くの山中に存する阿彌陀寺の参道南側にあるタカオカエデは、昭和58年（1983）6月1日に「古知谷のカエデ」として天然記念物に指定された。指定個体はタカオカエデとしてまれに見る巨樹として、指定基準第1-7-（2）-ア「代表的名木、巨樹、栽培植物の原木、並木及び社叢」が適用された。阿彌陀寺は、慶長14年（1609）に弾誓（1552-1613）が創建した浄土宗の寺院で、寺のある古知谷にはタカオカエデが多く生育している。指定個体は、指定時樹高19.2メートル、幹周3.7メートルで市内最大級の個体であり、正確な樹齢は不明だが、古知谷で最古と言われていた。

指定当初、樹勢に問題はなかったが、平成25年（2013）に大雨で大枝の1本が枝元から折損落下する毀損が発生した後、樹勢の衰えが顕著となった。枯枝剪定、支柱及びワイヤー設置、幹部治療、土壌改良等の樹勢維持措置及び経過観察が継続的に実施されたが、令和4年に至り、腐朽菌の侵入と老いによって、主幹の空洞化と根の腐朽が顕著に進行しており、今後の樹勢の維持は困難と認められた。また、生育地点が参道や建物等に近接するため倒壊による事故の発生も危惧される状況であったこと、地形的に生育場所への高所作業車の進入が不可能なため、ヒトが登って伐採することに耐えられる間に作業しなければならないことから、枯死を待つことはできないと判断した。

伐採作業は文化財保護課職員立会いのもと、令和5年6月13日から行われ、伐り縮め作業が進んだ15日、転倒防止用のワイヤーを切断すると同時に、空洞化していた主幹の根元が自重に耐えられず、自然に倒壊した。参道・建物その他への被害はなかった。自壊後凡そ1年間根株の経過を観察したが、腐朽が進行するのみであった。

以上の経緯により、指定個体は滅失し、指定理由である巨樹としての貴重性を喪失したため、京都市文化財保護条例第37条第1項に基づき指定を解除する。

参考図版



〈美術工芸品 1 指定〉 紙本著色十禅寺再興縁起 山本素軒筆



〈美術工芸品 2 指定〉 木造女神座像 2 軀



〈美術工芸品 3 指定〉 立入家文書



〈美術工芸品 4 指定〉 梅ヶ畑遺跡出土品 573点





〈美術工芸品 5 指定〉  
異国渡海船路積図

貞享二〈乙/丑〉歳再写之等の奥書がある



〈美術工芸品 6 指定〉  
大明地理之図

元禄三龍集庚午初冬下流、以養志堂蔵書模写之等の奥書がある



〈無形民俗文化財 登録〉即成院二十五菩薩お練り供養



〈天然記念物 指定解除〉古知谷のカエデ

京都市指定文化財、登録文化財及び文化財環境保全地区件数一覧表

(令和7年1月1日時点)

(単位:件)

		第1～42回合計		今回指定登録件数		合 計			
		指 定	登 録	指 定	登 録	指 定	登 録		
有形文化財	建 造 物	78 ▲6	27 ▲3			78 ▲6	27 ▲3		
	美 術	絵 画	81 ▲7	3	1		82 ▲7	3	
		彫 刻	59 ▲4	7	1		60 ▲4	7	
		工 芸 品	27	1			27	1	
		書 跡・典 籍	8	0			8	0	
		工 芸 品	古 文 書	13 ▲1	23 ▲2	1		14 ▲1	23 ▲2
			考 古 資 料	26	0	1		27	0
			歴 史 資 料	12	4	2		14	4
		小 計	226 ▲12	38 ▲2	6		232 ▲12	38 ▲2	
	計	304 ▲18	65 ▲5	6		310 ▲18	65 ▲5		
民俗文化財	有形民俗文化財	9 ▲1	3			9 ▲1	3		
	無形民俗文化財	風 俗 慣 習 等		45			0	45	
		民 俗 芸 能	▲5	13 ▲1		1	0 ▲5	14 ▲1	
		小 計	0 ▲5	58 ▲1		1	0 ▲5	59 ▲1	
計	9 ▲6	61 ▲1		1	9 ▲6	62 ▲1			
記念物	史 跡	16 ▲1	12			16 ▲1	12		
	名 勝	33 ▲4	3			33 ▲4	3		
	天 然 記 念 物	動 物	0 ▲1	1			0 ▲1	1	
		植 物	24	9	▲1		23 ▲1	9	
		小 計	24 ▲1	10	▲1		23 ▲2	10	
	計	73 ▲6	25	▲1		72 ▲7	25		
文 化 財 計	386 ▲30	151 ▲6	6 ▲1	1	391 ▲31	152 ▲6			
文化財環境保全地区	11				11				
合 計	548 ▲36		7 ▲1		554 ▲37				

※ ▲は京都市指定、登録文化財解除件数  
今回指定登録件数は新規分のみを計上